

平成31年3月15日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	伊東茂
2 番	片渕清次郎	11 番	光武学
3 番	樋口作二	12 番	徳村博紀
4 番	中村和典	13 番	福井正
5 番	松田義太	14 番	松尾征子
6 番	(欠番)	15 番	角田一美
7 番	稲富雅和	16 番	松尾勝利
8 番	勝屋弘貞		

2. 欠席議員

10 番 松本末治

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係主査	小野原竜久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	有	森	弘	茂
総	務	納	塚	眞	琴
市民部長兼福祉事務所長		有	森	滋	樹
産	業	土	井	正	昭
建	設	大	代	昌	浩
会	計	山	口	徹	也
総	務	中	島		剛
総	務	江	頭	憲	和
人	権	江	口	清	一
企	画	田	崎		靖
企	画	川	原	逸	生
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	田	代		章
保	険	中	村	祐	介
福	祉	染	川	康	輔
産	業	江	島	裕	臣
商	工	藤	家		隆
農	林	下	村	浩	信
農	業	田	中	宏	幸
都	市	岩	下	善	孝
都	市	藤	井	節	朗
環	境	山	浦	康	則
水	道	広	瀬	義	樹
教	育	寺	山	靖	久
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和

平成31年 3月15日（金）議事日程

開 議（午後 1 時30分）

日程第 1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会平成31年 3月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
4	13 福 井 正	1. 鹿島市の人口減少への対応について (1) 空き家・空き店舗活用で移住対策について ① 空き家・空き店舗の現状と成果について ② 空き家対策としての取り組み状況について ③ 各種団体との連携について (2) 鹿島市の働き方改革の取り組みについて ① 鹿島市の非正規職員数について ② 鹿島市の非正規職員の給与体系・年金・社会保険の現状について (3) 鹿島市の中小企業・個人事業主対策について ① 鹿島市の中小零細企業振興条例制定について ② 新規商工業開業者支援について ③ 中小零細企業後継者対策について (4) 新工業団地造成の現状について (5) 子育て支援の充実について ① 誕生祝いの取り組みについて ② 給食費無償化の考えについて
5	3 樋 口 作 二	1. 児童虐待について (1) 鹿島市の現状 (2) 支援体制 (3) 子育て総合相談センターと児童虐待への関わりについて (4) 子どもの権利条約と市民への周知について 2. 地方創生と鹿島ならではの食について (1) 牡蠣について ① 牡蠣の種類と水揚げ量 ② 牡蠣料理の種類 ③ 牡蠣礁を増やす取り組みについて (2) クチゾコについて ① クチゾコの種類と水揚げ量 (3) 旬を切り口にした食品、料理の開発について

午後 1 時30分 開議

○議長（松尾勝利君）

こんにちは。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（松尾勝利君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

皆さんこんにちは。きょうは小学校の卒業式でございまして、鹿島小学校は50人卒業されました。卒業された方、まずおめでとうでございます。本当に寒かったんですけども、子供たち、しっかり頑張って耐えておられました。

質問でございますけれども、きょうの質問のテーマは、鹿島市の人口減少への対応についてということで、大きなテーマで質問をいたします。

鹿島市人口ビジョンによりますと、2030年には2万5,115人と予測されております。現在より約5,000人減少をするという予測でございます。人口が減少いたしますと、店舗やスーパーなどが減少し、買い物が不便になる。病院もひよっとしたら減少するかもわかりません。また、車が売れなくなり、交通機関の利用者が減少するなどで経済が衰退し、ますます人口減が進むことが予測されます。これは鹿島市の活力がなくなることであります。人口減少を食い止め、鹿島市に住み続けたい人をふやす施策に取り組みねばならないという思いで、きょうは質問をいたします。

まず、その最初でございますが、1番目、空き家・空き店舗活用での移住対策について質問いたします。

鹿島市でも空き家・空き店舗対策に取り組まれておりますけれども、現在の空き家・空き店舗の現状とその対策の成果について質問いたします。

次に、空き家対策の取り組みとして、現在どのような取り組みをされているのかについて質問いたします。

空き家・空き店舗対策は、これは行政だけでできることではないと思います。市民全体で考える必要があるのではないかなと思っております。例えば、商工会議所、不動産業、市民代表の方々と一緒に協議をしていく必要があるのではないかと思います。それについてのお考えはいかがでしょうか。

次に、鹿島市の働き方改革の取り組みについて質問いたします。

働き方改革が2019年4月1日から変わります。時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得、正社員と非正規社員の間で不合理な待遇差禁止となっております。同一労働同一賃金等の不合理な格差が禁止されることとなります。一般企業にとっても経営に影響を及ぼす改革でございますけれども、これは取り組まざるを得ないことではないかと思っております。

まず質問でございますが、鹿島市にも臨時職員、嘱託職員、また指定管理者の雇用職員、各種支援員などがおられますけれども、その総数について、何人おられるのかについて質問いたします。

また次に、非正規職員の給与体系、年金、社会保険はどのような待遇になっているのかに

ついて質問いたします。

次に、鹿島市の中小企業・個人事業主対策について質問いたします。

鹿島市には1,500近くの企業や個人事業主がおられます。鹿島商工会議所と武雄商工会議所が調査いたしました鹿島市303事業所、武雄市248事業所について、事業後継者の調査が行われました。その結果に私も大変驚きました。鹿島市で141事業所が、武雄市で120事業所が後継者がおられないとの回答でございます。鹿島市46.5%、武雄市48.3%が後継者がおられないという状況でございます。これは全国的な傾向でございます、いわゆる中小都市では後継者がいないという状況が全国的にあります。まず、この数字に対してどういう感想を持たれたかについて質問いたします。

次に、鹿島市の中小零細企業振興条例制定について質問いたします。

平成29年6月議会で、中小零細企業振興条例について質問いたしました。そのときの答弁は、県内自治体に条例がない、県も条例がない、地域の中小企業の声を通じた商工会議所を通じて集めるということでした。ところが、昨年、佐賀県が条例を制定され、また鹿島商工会議所からも要望があったと思います。

まず、市長に質問いたしますけれども、条例制定についてのお考えをお答えください。

次に、新規商工業開業者支援についてでございます。

最近、肥前浜宿酒蔵通りや中心商店街に新規開店される若者がおられ、大変喜んでおります。ただ、ある方は出店に当たり、市の支援を受けなかったということもございます。これは手続きが煩わしいということ、いろいろと縛りがあるのではないかなということが理由のようでございます。開業支援の制度について、工夫が足りないのではないかなという感想と、以前、私が質問いたしました新規開業者への金融支援も必要だと思っておりますが、この考え方に変わりはないのかについて質問いたします。

次に、中小零細企業後継者対策について質問します。

先ほど述べましたように、鹿島市で46.5%の事業者の後継者がおられないという状況です。これにはさまざまな要因があることと思います。このまま廃業されますと、例えば、子供さんや親族のところや他の自治体、特に大都会などに転居をされ、鹿島市の人口減少にもつながることがあり得るのではないかと思います。それを防ぐためにも、農漁業に後継者支援の政策があるように、商工業者支援を考える時期だと思っておりますが、いかがでございましょうか。

次に、新工業団地造成の現状について。

昨日の一般質問でもこの質問があつておりましたけれども、以前、鹿島市議会の全員協議会で新工業団地造成の考えがあることを表明されました。川島金属やIT農機具会社のi n a h oさんが鹿島に来られたということで、大変喜ばしいことでございます。以前、質問しましたように、新工業団地の早急な造成をする時期だと思っておりますが、と申しますのも、新聞報道によりますと、ホンダがイギリスのEU離脱に伴い、関税のメリットがなくなると

ということで、イギリスから撤退をするということがありました。また、米中貿易摩擦で中国から撤退する日本企業も増加傾向にあるとのことでございます。これらの企業の受け皿となる工業団地造成に早急に取り組むことが必要だと思いますが、いかがでございましょうか。

次に、子育て支援の充実について質問いたします。

子育て支援については、中学生まで医療費無料化や、また、31年度予算にございますように、高校生まで入院が無料化するという事など取り組まれていることはよく理解いたしております。ただ、太良町や江北町等で誕生祝い金がある自治体があります。誕生される子供さんを祝ってさしあげることは喜ばしいことでございます。鹿島市でも誕生祝い金支給に取り組まれる考えがあるのかどうかについて質問いたします。

これも他自治体のことでございますけれども、学校給食費無償化に取り組まれている自治体がございます。鹿島市に住みたくなる施策として、子供たちの支援策、いわゆる学校給食無料化等に取り組まれる考えがあるのかどうかについて質問をいたします。

以上で1回目の質問を終わります。あとは一問一答で質問いたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

幾つかの質問がございましたけれども、特に御指名がありました点についてお答えをして、その余は担当の部長、あるいは課長からお答えをするようにしたいと思います。

まず、条例の話について私のほうからお話をしたいと思います。

1つだけ頭に置いといていただきたいのは、条例がないから施策がないんだということは、よもや思っておられないと思いますけれども、そののところだけは前提として確認した上でお話をしたいと思います。

今、中小企業を含みます企業全体、中小企業には別に商工業以外のものも入っておりますから、特に商工業をめぐる法制度を見てみますと、わかりやすく言えば、いろんな切り口がございますが、1つは、横の法制といいまして、企業全体にかかわります横並びで貫いている多くの法制度がございます。それと、縦の法制というのは、規模の論理といいますか、規模を対象にして縦に大きなものから小さなものまで対象にするというので、規模に着目した制度がございまして、縦の法制のほうで中心になりますのは、中小企業基本法というのがあるというのは御承知だと思います。

そこで、そういう切り口でひとつ見てみますと、横の法制については、これは毎年毎年さまざまな制度改正が行われております。その原因、あるいは理由といいますのは、安全に対する世間の基準がどんどん変わってきている。それから、科学技術が進歩しているということで、いわば制度改正とそういう現実の動きとが競争しているような状況でございます。

もう一つ、縦の制度を見てみますと、経済環境が変わる、社会の動きが変わりますので、

それを反映して制度の改正が行われております。一番わかりやすい事例で言いますと、下町ロケットみたいなお話がございますからね、これは典型的な規模が余り関係ないという事例でございます。

そこで、中小企業に少し焦点を当てて考えますと、2つだけお話をしたいと思いますが、1つは大変分野が広いんですよ。例えば、農業なんかでもとり方によっては中小企業という企業が農業の世界にもございます。複雑な関係になっているんですよ。今、中小企業の中で、その分野で見ますと、人材の問題とか金融、一番議論になりますのは下請、あるいは海外の問題と、いっぱい分野が広くて複雑な問題を抱えております。もう一つ、規模の問題で言いますと、さっき言いました下町ロケットじゃないんですけども、規模が小さいから経営が悪いわけではないというようなことが当然説明するまでもなくおわかりだと思いますし、独特の技術を持っているということが大切なことだということになります。そういうことを頭に置いて考えてみますと、多くの法令が複雑に絡み合っているということが御理解をいただけたと思います。

経営面で見ますと、中小企業には経営強化法というのが今存在しているということは御承知だと思います。かなり前までは中小企業近代化法というような名前が存在をしていたものが、現在そういう名前が変わっておるはずでございます。そういうふうに見ますと、中小企業全体を対象にしますと、そういう1本の、あるいははっきりした制度で中小企業というものをアプローチできないと。例えば、分野で言いますと、機械から自動車、それから飲食店、本屋さんでも何でもいろんな分野がありますから、並べるだけでも20や30では終わらないということですから、そういう分野を対象に、何か一つの制度なり考えでまとめるのは難しいと。そうすると、結果的に今どうなっているかと。理念法になっているんですよ。具体的な対応する国の法制度自体が既に個別の法律でしか対応できないということで、例えば、排ガスを取り締まるものとか、石油業界、ガソリンスタンドを取り締まるもの、いろんなものがございますね。結局、上にあるのは理念法だと。

したがって、現時点での感想とか思いを述べろという話でございますから、一番心配をしておりますのは、そういう理念法をつくるということが決してけしからんとか不適切とか言っているわけではございませんけれども、効能、効果でどのくらいできるかと。一番心配なのは、つくって制定する、そういう取り組みが、エネルギーがゴールという発想になってしまうのが一番心配だと。つくったら、はい、それまでよということではないんじゃないか。とすれば、仮に条例をつくられば、業種ごとに何十本もつukらないといけないという話になってしまう。結果的にはそういうものは事実上できないわけですから、そうすると理念法になってしまう。理念法をつくることの功罪、しっかり検討しないとイケないと思います。

それでも理念法でもいいからつくったらどうかという議論があるし、つくっておられるまちもでございます。だから、そこは御提案ですから、いろいろ勉強しないとイケないと思って

いますが、現時点では何かそれをつくることに投入するエネルギーと申しますか、でき上がったものに対する懸念から申しますと、ちょっと心配なほうが大いかなというか、まずほかにやることがあるんじゃないかと。

そのやることがあるというのは、例えば、先ほど質問の中でお話がございました後継者対策とかいうようなものは、むしろ政策で対応できると。もしそういうものを仮に後継者対策を商業関係に限って条例をつくったと申しますと、毎年直すとか、そういう大変な作業を要するということになりますから、その心配があるということを重ねて申し上げておきたいと思っております。

理念は既に公表もされていますし、国の制度になっておりますので、我々はその中で有効に手を打っていくということが必要かなと、そういう思いを現時点では持っているところでございます。重ねて申し上げますと、そういう条例をつくることがゴールにならないようにということに柱を据えながら、それでもいろいろ御提案ございますので、検討をしていかないといけないと、そういうふうに思っているところでございます。

その余は、冒頭言いましたように、部長なり課長からお答えを申し上げたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

都市建設課からは、最初に御質問の1点目、空き家の現状と成果について、都市建設課で担当している空き家対策の現状と成果として、肥前浜宿空き町家入居促進事業と鹿島市空き家バンク制度に関する内容をお答えいたします。

まず、肥前浜宿空き町家入居促進事業は平成27年度にスタートし、その後、4年間の成果としては、現在、肥前浜宿内には空き家が約40件ある中で、この事業で空き家を借用し、入居活用は4件でございまして、その方々には建物改修費と家賃を補助しております。また、この事業を含めた各種まちづくりの相乗効果として、肥前浜宿内の空き家に若い人たちを主体に、約5年間で7件に9人の方々が移住してこられ、新規の店舗等の仕事に携わってもらっております。

次に、鹿島市空き家バンク制度については平成19年度にスタートし、その後、12年間の効果といたしましては、市内全域での空き家バンクへ空き家登録された総数が72件、空き家の賃貸借の成約に至った総数が35件、建物改修費の助成を行った総数が24件でございます。

次に、御質問2点目の空き家対策としての取り組み状況について、まず、肥前浜宿空き町家入居促進事業の取り組み状況は、3年以上市外に居住した方で、肥前浜宿の重伝建地区内の空き家へ5年以上定住しようとする方に対し、まちづくりへの協力を条件として、建物改修費用及び家賃を助成しております。この効果により、浜宿に移住者への補助実績や移住希望の問い合わせもふえていることから、継続して取り組んでいく予定でございます。

次に、鹿島市空き家バンク制度の取り組み状況は、市内に空き家を所有する方と空き家の利用を希望する方、いわゆるU J I ターンの両者に空き家バンクへ登録をしていただいて、市がその情報を提供する制度で、成約に至った方には建物改修費用を補助しております。

この制度の周知活動としては、ホームページへの掲載や固定資産税の通知への周知チラシ同封等を行った効果により、電話や窓口での相談や、空き家の登録、成約件数の増加につながってきているのではないかと判断いたしております。

さらに、今年度から新たな対策で、庄金地区の明治時代に建てられたカヤぶき古民家を移住体験施設として改修整備し、供用開始後には既に市外から2つのグループが利用されており、うち1名が市外から移住される成果を得たところでございます。

今後につきましても、空き町家、空き家バンク、この両事業をあわせて周知を行っていくことといたしております。

次に、御質問3点目の各種団体との連携についてですが、現在、空き家バンク制度の事業推進のために、不動産業を専門とする杵藤地区鹿島エリアの宅地建物取引業協会と連携して、空き家の情報収集や登録、賃貸借契約等の仲介を行ってもらい、空き家の解消につながる実績を積み上げているところでございます。今後について、肥前浜宿の範囲に関しましては、移住の相談をいただく際や移住体験施設を利用される方には移住する際の各種希望を聞き取り、地元のまちづくりにかかわる方々や不動産業者と連携して、合致する空き家がないか探して提案するように計画していきたいと考えております。

また、市内全域の範囲に関しましては、全国的にも空き家問題が深刻化していることから、鹿島市でも空き家の解消に向けた有効活用の対策を図るため、福井議員が御提案されているように、不動産業や商工会議所、市民代表の方々などとの協力体制を確立して、市民全体で考える検討も今後必要であると判断しているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

私のほうからは、1点目、空き家の現状と成果ということで、総務課が担当しております、いわゆる危険空き家の件について御説明をいたします。

建屋自体が老朽化している、いわゆる危険空き家、あるいは雑草が生い茂っている空き家、管理が行き届いていない空き家につきましては、平成24年度当時、区長さんの協力を得まして調査を行っております。そのときの空き家の総数が81戸ということで上がっております。それ以降、全体的な調査というのは実施をしておりますけれども、少子・高齢化の進展ということに伴いまして、管理不全の空き家、全国的にも、また鹿島市でも増加傾向にあるというふうに思っております。

管理不全空き家の相談件数でございますけれども、ここ数年で申し上げますと、平成26年度以降、5年間で延べ40件の相談がっております。この5年間だけ見ても、当初5件ほどだったものが今年度は15件ということで、3倍という数になっておりますし、ここでも増加しているということが見てとれるところです。40件の相談のうち、同じ相談が6件ございますので、実質は34件でございますけれども、このうち建物の除却、あるいは草刈りの実施など、解決に至ったものが12件という成果が上がっております。

続いて、2点目の取り組みということでございますけれども、鹿島市のほうでは、非課税世帯であるなどの条件はありますけれども、危険な状態の空き家の除却、あるいは廃材の処理に対しまして、2分の1補助で最大500千円という助成制度がございます。これにつきましては、平成29年度に1件、500千円の補助をいたしております。また、県の取り組みといたしまして、実家などが空き家となった場合の管理や利活用の仕方について紹介したパンフレットを作成されておまして、危険空き家の発生を抑制しようというような取り組みが進められているところでございます。

それから3点目、各種団体との連携ということでございますけれども、人口減少社会を迎えまして、空き家については今後も増加していくことは間違いないというふうに思われるところでございます。宅建協会、あるいは商工業者、また法律の専門家など、関係者で空き家の活用や危険空き家対策を協議する場を検討していかないといけないというふうに思っているところでございます。

それから、福井議員質問の2点目、まずは臨時職員、嘱託職員の数ということでございます。いわゆる臨時・非常勤職員の内訳ということで申し上げます。

まず、臨時的任用職員、あるいは日々雇用職員というふうな分け方をしておりますけれども、まず、臨時的任用職員、こちらのほうは地方公務員法及び地方公務員の育児休業等に関する法律に基づいた任用をいたしているところでございまして、職員の欠員補充、あるいは育児休業の代替ということなどで7人を今年度雇用しております。

それから、日々雇用職員でございますけれども、こちらのほうは労働契約法に基づく雇用契約を締結して日々雇用をしているということで、こちらのほうは庁内事務の補助であるとか、放課後児童クラブの指導員、あるいは子育て支援センターの補助指導員とか、あるいは学校のほうの特別支援教育支援員などを雇用しております。延べで254人、実数で216人を今年度雇用いたしております。

それから、非常勤嘱託職員でございますけれども、こちらのほうは地方公務員法に基づく特別職として任用をしているところでございまして、今年度、延べ71人を雇用しております。

それから、指定管理の雇用職員をお聞きでございましたけれども、こちらのほうは指定管理者のほうで雇用されている分でございます。29年度の指定管理者の事業報告書というのを提出されております。その中から拾いまして、89人という数字が上がっております。

それから、2点目でございますけれども、臨時職員、あるいは嘱託職員の給与体系、年金あるいは社会保険はどのような待遇になっているのかということでございますけれども、まず給与体系から申し上げますと、まず臨時的任用職員につきましては、日額の賃金として支払いをしております。一例で申しますと、一般事務で7,060円ということを出しております。それから、日々雇用職員でございますけれども、こちらのほうも日額の賃金、あるいは時給というような形で契約をしております。一般事務で申しますけれども、日額で6,400円、それから時給で826円と、これは7時間45分で割り戻してしております。それから、非常勤の嘱託職員でございますけれども、こちらのほうは月額報酬ということで、一般事務で申しますと月額173,100円ということでありまして、こちらのほうはいろいろまた技術を持ったといいますか、専門的なものもございますので、一例でございますけれども、そういうことでもあります。

それから、社会保険の加入でございますけれども、こちらのほうは、加入条件を満たしておりますと、その分を加入させているということで、社会保険の加入条件といたしましては、2カ月と1日以上雇用で、かつ週30時間以上、または月16日以上勤務ということと、それから、週20時間以上かつ1年以上で月額88千円以上ということで、学生ではないということが条件とされております。

それから、雇用保険については、週20時間以上で、かつ31日以上雇用の場合に加入をされております。

あと、指定管理者の雇用職員でございますけれども、こちらのほうは市のほうの管理ではございませんで、受託された指定管理者がそれぞれ定められていると思っておりますけれども、こちらのほうは、所管課と指定管理者との打ち合わせなどを踏まえまして、適切な管理が行われているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

私のほうからは、空き店舗の現状と成果についての質問にお答えいたします。

まず初めに、空き店舗の状況を少し御説明しますと、スカイロードやさくら通り、稲荷通りなどの中心商店街につきましては、平成31年2月末現在で、全130店舗中、空き店舗は15件となっておりまして、率にすると11.5%という状況でございます。5年前の平成26年の時点では、全133店舗中、空き店舗は20店舗、率にしますと15.0%でしたので、景気の動向などの状況もございまして、少しずつ上向している状況ではないかと思っております。

鹿島市では、空き店舗への新規創業の支援として、県費、市費合わせて1,000千円を補助する制度がございますが、福井議員御承知のとおり、ここ何年かは補助の実績はありません

でした。しかし、今年度は2件の申請があって、スカイロード商店街の入り口の元飲食店跡にバームクーヘン屋さん、太良町や大村市にも店舗をお持ちですが、今月中にオープン予定となっております。また、相生通りの入り口の元スナック跡に洋食屋さんが、こちらの方はホテルニューオータニ佐賀での調理経験のある方です。市の補助金を活用して、昨年12月にオープンをしていらっしゃいます。

なお、ことし1月17日に鹿島市と進出協定を締結しました鎌倉市に本社があります i n a h o 株式会社様につきましても、平成27年度に鹿島市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、空き店舗を活用した事務系企業の進出推進を図るために制定した補助金を活用され、西牟田の御神松にあります空き店舗に事務所を構えて、既に本社から3名の方が鹿島市に移住されております。また、従業員のために一軒家とマンションを借りていらっしゃいますので、空き店舗と空き家対策の成果と捉えております。

新規地元雇用を本年度中に1名、来月の4月6日には会社説明会を開いて社員を募集され、10名程度を予定されていると聞いておりますので、雇用対策としても期待しているところでございます。

次に、空き店舗対策として、市民の方や各種団体との連携についての質問ですが、鹿島市では現在、商工会議所と市内5つの金融機関、日本政策金融公庫佐賀支店で構成する三者連携協定推進会議を月1回開催しております。内容といたしましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく議題をテーマに、商工会議所での小規模事業所への経営支援の取り組み状況や、金融機関での融資制度の紹介、鹿島市の既存の支援制度の内容検討などを行っています。例えば、この会議にオブザーバーとして市民代表の方や不動産業の方を交えて、空き店舗対策について協議するなどしていければと考えます。

次に、事業継承についての質問ですが、今回の調査につきましては、昨年4月に佐賀県から鹿島市と武雄市の商工会議所に派遣された事業継承支援員が約1年をかけて聞き取り調査を行った数字です。感想をとということでしたが、やはり半数近く後継者がいないという調査結果に正直驚いております。ただ、鹿島市と武雄市だけがこういった状況ではなくて、県の事業継承支援センターが平成27年8月に行った調査でも県内の半数近くの事業所で同様の結果となっておりますので、県全体での課題だと認識しております。

また、国のほうでも事業継承に係る相続税や譲与税の特例措置などの法改正を行うなど、後継者が決まっている事業者には税制措置などの円滑な継承を、決まっていない事業者には気づきの機会提供やマッチング支援による後継者探しを支援し、切れ目のない事業継承支援を今後10年間で集中して実施すると対策に乗り出していますので、今後の動向にも注視していきたいと思っております。

次に、空き店舗への補助金についての質問ですが、先ほど本年度は2件の空き店舗補助金への申請があったことを答弁しましたが、制度上、県費が半分入っていますので、申請から

交付決定まで期間を要することで申請を諦める方もいらっしゃいます。

御質問の広報につきましては、市報や市内の5金融機関にチラシを置いてもらうなど、また、鹿島ビジネスサポートセンターでの紹介など、これまでも周知に努めているところですので、ほかにいい方法がないか、考えたいと思います。

次に、新規出店者への金融支援につきましては、佐賀県や信用保証協会において創業支援の制度がありますので、そちらの制度を御紹介しているところでございます。市の融資制度に1年以上の経営実績と条件を設けていますのもリスク回避の部分もありますので、そういうことで理解していただければと思います。

次に、商工業に対する後継者支援についてですが、昨年の6月補正において御承認いただいた鹿島市農林漁業者応援プロジェクト、親元就農の商工業版の質問だと思っておりますが、商工業部門においても、先ほど福井議員からありましたように、後継者不足が喫緊の課題だと認識しています。対象の業種や事業者をどうするのか、支援の内容や事業期間をどうするのか、制度設計が大事になってきますので、既にあります農林漁業者への後継者支援策を参考にし、商工会議所や金融機関を含めたところで検討できればと考えます。

最後に、新工業団地についての質問ですが、福井議員からありましたように、ユーロ圏におけるイギリスの動向やアメリカと中国との貿易摩擦、また、日本においても東日本大震災以降の事業継続計画の観点から、自然災害の低い九州への進出、さらには人材確保と労働力不足への懸念から、企業サイドはより地方への進出を好む傾向にあります。きのうの片渕議員の質問でも答弁しましたが、規模にもよりますが、工業団地は雇用の創出のためにも一つの手段として必要と考えていますので、現時点において新年度予算に適地調査の委託料4,000千円を計上し、また、実施計画においては、平成32年度に基本設計の委託料を計上しているところであります。候補地の選定作業に入りたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

有森市民部長。

○市民部長（有森滋樹君）

私のほうからは、鹿島市でも誕生祝い金支給に取り組まれる考えはないかということについてお答えしたいと思います。

県内におきましても、出産祝い金や誕生祝い金といった名称で現金を交付されている自治体があるのは承知しているところでございます。それはそれぞれのまちの事情や条件などを踏まえて、限られた財源をどのように使うのかといった考えから、誕生祝い金を子育て施策の一つとして選択されたものと思っております。

現在、本市が取り組んでおります子育て支援の特徴といたしましては、市民交流プラザに設置しております子育て支援センターや、すこやか教室、市役所内の各種相談員による支援、

また、来年度から設置されます子育て総合相談センターなど、子育てにおけるさまざまな不安や悩みに対し、保護者に寄り添いながら対応していくことを重点的に取り組んでいるところでございます。また、新年度予算にも計上させていただいておりますが、高校生の入院まで医療費の助成を拡充するなど、子育て支援に力を入れております。したがって、誕生祝い金の取り組みにつきましては、現段階では少子化対策の選択肢としては考えていないところでございます。

なお、誕生祝い金ではございませんが、昨年より鹿島市に誕生した赤ちゃんにお祝いの記念としてフォトフレーム贈呈を行っております。実物はこれになります。（現物を示す）この事業は、佐賀西信用組合さんの創立65周年を機に、地域貢献につながる取り組みをしたいということで企画をされ、その寄附金を財源といたしております。平成30年1月1日以降に誕生された子供さんが窓口で届け出されるとき、地元のヒノキを使用し、地元の会社で手づくりしたフォトフレームを市民課の窓口で贈呈をいたしております。子供たちにふるさと鹿島に愛着を持ってもらうこと、また、少しでも地元林業の振興につながることを期待いたしております。もらわれた御家族の感想といたしましては、子供の誕生を市で祝っていただきありがたいとか、手の込んだものをもらってうれしい、鹿島でこういうものをつくっているところがあるんですねという感想をいただいております。本年2月までに贈呈したフォトフレームの数は225個となっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

私のほうからは、給食費の無償化について御答弁いたします。

議員言われるとおり、給食費の無償化というのは、子育て支援の一つの施策ではあるかと思えます。昨日の松尾議員の一般質問にも答えましたとおり、学校給食法におきまして、使う食材費については保護者の負担とされているところでございます。最近の自治体を見ても、比較的人口規模の小さい町村につきまして無償化をされているところが多いというふうに考えております。県内におきましても、現在3町、来年からもう1町ふえて4町が無償化されると聞いております。

ただ、昨日も答弁しましたがけれども、鹿島市で無償化を行うとした場合に約108,000千円の財政支出が必要になります。この108,000千円を捻出するためには非常に苦しいところがありますので、昨日も答弁いたしましたけれども、現在の財政を見ても、これをお願いしますとは言えない状況ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

まず最初、市長が答弁されましたので、中小企業振興条例について質問いたします。

中小企業振興条例というのは、実は主に四国の小都市から始まったということですので、これはどこの小都市でも、いわゆる中小零細企業の衰退というのが非常に激しいという状況があるということはわかっていたと思います。ほとんどが理念条例なんです。

なぜ理念条例であっても条例制定をされたのかといたら、実は商工業者の人たちは、先ほど後継者不足とかなんとかいうことを私は言いましたけれども、自分が経営をやっていくことに何か自信をなくしていらっしゃるという方たちが大変多いんですね。だから、例えば、鹿島市は鹿島市でも、あなたたちのことをちゃんと見ていますよということの条例だろうと思います。佐賀県の条例も大体同じようなことですので、条例に基づいて政策をとるというのは、業種によってそれぞれ形態も違うというのは当たり前のことですので、それに対して全てのことをやるということは不可能なことだと私も思います。だけど、やはり鹿島市はあなたたちのこともちゃんと理解しているし、応援をしているんだよということを示すためにも、条例制定というのは私は必要じゃないかなと思って、こういう質問をしましたがけれども、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

さっきと同じことなんですけど、別にそのことが悪いとか必要がないとかと言っているんじゃないくて、心配していますのは、それがゴールになってはいかんということなんですよね。やることは、いろいろ政策的にとるべきものはほかにあるんじゃないかというふうに思っております。

それからもう一つは、おつくりになっているところを我々がとやかく言うことではないんですけれども、ある業種とか、ある事業とかのウエートがかなり高いところが多いような感じを私は持っております。鹿島の場合は第1次産業も第2次産業も第3次産業まできちんと企業を運営していただいているし、しかも、その上に、例えば、バラエティーが非常に大きいと。どうやってそれを統一的に今おっしゃったようなことを理念として入っていけるのだろうかというのが心配で、軸足を置くところを間違えますと、公平感がなくなってくるというほうがむしろ心配かなと思っております。

そういうことで、もう少しじっくりと検討したほうがいいということと、多分、前回、事務的にお答えしたんじゃないかと思っておりますけれども、そのときに必要があれば、商工会議所のほうでもどういう内容がいいのかということじっくり煮詰めていただきたいというような

ことを言っていたと思っておりますので、さっき言いましたけれども、単に振興条例だけというのは、余りに複雑、大変多岐にわたって、それこそ大変な業種が存在しておられる分野に対応できかねるということになろうかと思っておりますので、もう少し関係者で勉強したほうがいいと思っております。決してこれから絶対やらないよとか、そんなもの要らないなんて言っているわけじゃないということは御理解をいただきたいと思っております。

さっき言いましたように、鹿島の場合は、いろんな業種、いろんな分野が頑張っておられますので、それをまとめ上げるというのは非常に難しいなと思っておりますので、現在の国の中小企業対策に対する法制が非常にきちんと織り上げられていると言ったほうがいいと思っておりますけれども、それにさらに何かを着せるということの効果をもう少し勉強したほうがいいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

市長のおっしゃることも私もよくわかりはいたしておりますけれども、やはりこのことはちゃんと検討されたほうがいいんじゃないかなと私は思います。というのは、この条例を取り上げたのは私は2回目なんですよね。2回目取り上げて、実は本当に中小の零細、特に個人事業主の方たちというのが後継者もないという状況で、大変苦しい思いをされているという状況がありますから、それにエールを送るという意味もあるのかわかりませんが、そういう形で振興条例というのが、鹿島だってちゃんとあなたたちのことを考えているということを示すという意味と、それから、さまざまな中小企業の振興対策というのがありますね。後継者問題とか、それから金融支援というのは確かにありますから、そういう支援をやっている。だけど、金融支援であっても、実は運転資金の比率のほうが高いとかいうことで、運転資金が高いということは経営的に非常に苦しいという面もあると思っておりますから、そういう状況をぜひ考えていただきたいなということで、これはこれで終わります。

次の質問に参りますけれども、空き家・空き店舗対策というのは、現実に例えば大字高津原あたりを回ってみますと、ああ、ここも空き家だなというようなところはかなりありまして、どれくらいの比率かというのは私も調査していませんからわかりませんが、かなりの空き家があつて、また、中心商店街のほうは空き店舗数というのは意外と比較的少ないんです。周辺を回りますと、空き店舗があつて、空き店舗だったところが駐車場になってしまったりとかいうような形に実は変わってきております。

ところが、空き家になったところ、空き店舗になったところ、そこに誰も住んでいないという状況になったときに、一番問題は、じゃ、その方たちがどうされるのかなということ。例えば、もし亡くなったときは相続という問題も出てくるわけですが、じゃ、これをどうやって売却しようかという問題とか、いろんなことが出てくるとは思いますけれども、そ

のとき、いわゆる障害になっているものというのはどういうものがあるのかなという気がしますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

今の御質問に対するお答えは申し上げますけど、さっきの念を押すようですけど、今、中小企業、特に鹿島の中で非常にお困りになっているというか、関心がおありなのは、いろいろありますが、僕は2つだと思うんですよ。1つは、資金の需要と後継者対策。資金のほうは昨年も改正をした部分がございますから、それは御利用をされる場合はきちんと対応できるかなと。後継者の場合が、多分お気づきになったと思いますが、さっき課長が答弁しておりましたように、農業と漁業の中で後継者対策を鹿島独自のものを打ち出しております。これを農業と漁業だけじゃなくて、いわゆる中小企業、商工業者の中でも対応できるような、あるいはすることを念頭に置きながら、この制度はできているんですよ。スタートが農業と漁業からということでございます。

そのときに、どういう制度にして、これが農業なり漁業と並ぶようなものにするか。これは一番最初に説明しました横の法制に近いんですよ。だから、横の法制の一環として、鹿島独自のそういう中小企業の、特に商工業の方の後継者対策というふうに住組めるように勉強していかないといけないので、そちらのほうは施策としては配慮しているというふうに頭に置いていただければありがたいなと思っております。追加でございますが。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをします。

空き家対策をする上で障害となっているものということで、空き家といいましても、まず個人さんの資産でございますので、なかなか公の立場で対応できる範囲というのが限られてくるということで、それは感じております。

空き家になるまでの原因として2つ考えられると思います。1つが経済的な問題ですね。空き家を除却するについても費用がかかります。これがネックとして放置をされているというのが1つではないかと思えます。それともう一つが、先ほど言われました相続の問題がございます。所有者が死亡されて、相続がなされないまま年月がたっているということがかなりあります。また、相続人の全てが相続放棄をされているというようなことで、こういったことでなかなか解決までいかないという困難な状況、ここをどうするかというのが非常に問題であって、なかなかこれは時間がかかるものだなというふうに認識をしているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

先ほど市長が答弁していただいたこと、本当に私はうれしかったです。例えば、農業、漁業の後継者支援の予算というのがありますけれども、実はそこに商工業者の後継者支援も考慮できるということをおっしゃったものですから、大変ありがたいお言葉だったと思います。ぜひ取り組みをお願いしたいということで、次に、空き家のほうに行きますけれども、現実問題として、空き家の場合が、いわゆる相続の問題とか、行方がわからないとかいう問題が多分あるんだろうなと。だから、資産ということですから、資産を勝手に処分はできないわけですよ。だから、相続の問題にしても、実は法律が変わらないことにはどうしようもないというところもありますから、その限界というのはよくわかっていますけれども、だけど、解決するためには、やっぱり法の改正がないとできないのかなと。今の法の状態で、例えば、ある程度行政が介入できるということが、どの程度まで介入できるのかなということなんですけど、例えば、行方不明とか相続人不明とかいうとき、どの程度まで介入できるかということわかりますか。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをします。

今現在、総務課で行っていることというのが、まず相談に来られて、もちろん持ち主は最初わかりませんので、税務課を通じて所有者をまずは調べるということから始まります。もちろんわかった場合はいいんですけども、先ほど申しましたとおり、地元にはいらっしやなくて都会のほうに全員の方が出ていらっしやるとかいうケースも多々あります。そういった場合には何とか連絡をとってお話をして、こういう状態ですよということで、その分で何とか危険な状態といいますか、近所に御迷惑をおかけしているので、ちょっと壊せませんかというような御相談をして、それでいいですよというふうになればいいんでしょうけれども、なかなかそこから先が進まないというような状況でございます。もちろん条例、あるいは法的に、もちろん最終的には代執行というところまで手続を踏めばできるような形にはなっておりますけれども、先ほど申したように個人さんの資産でございますので、なかなかそこまで踏み込めないというのが現実でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

だけど、どことは言いませんけど、実は私たちが見てもかなり危険だなという空き家があ

りますよね。手つかずになっていまして、今にも崩れそうだといいところもありますけれども、こういう危険な空き家に対しては対策はあるんですよね。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えします。

先ほど申しましたとおり、所有者の方が見つかって、お話をして、それでもなかなかならないということであれば、最終的な手段ということで代執行も可能かと思えます。確かに他の自治体のほうではなされているところもございますので、それは最終手段ということで、そこまでちょっと根気強くといいますか、本人さんとお話をして進めていくという方針のもとにやっていきたいと思えます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

先ほど申しましたように、今の法律の中では、いわゆる個人の所有するものを勝手に処分することはできないということになっているのはよくわかっています。だから、危険な空き家があったにしても、勝手に壊すことはできないというのはよくわかっていますけれども、ただ、これは全国どこの自治体でも同じような状況にあるんじゃないかなと思うんですね。だから、全国のいわゆるそういう空き家が多い自治体でも、そこから国に対して要望をしていかないと法律は変わっていかないんじゃないかなと思うんですよ。ですから、ある程度法改正をしてもらわないと、実は危険なところもできないし、その活用もできないという状況がまだ現状としてありますから、いわゆる国に対して要望していくという考えがあるのかどうか、質問します。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをします。

先ほど言われておりますとおり、相続の問題、あるいは金銭的な問題も含めて、なかなかそこで解体、空き家が解消されないという状況です。この辺につきましては、法改正が必要だろうというふうに思いますし、その辺の要望については、他の市町村等の状況とかも確認しながら検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

全国一律、地方都市ではこういう状況はどこでもあると思いますから、ぜひ国に要望をしていただきたいと思います。

次に、働き方改革なんですけれども、先ほども答弁いただきまして、大体状況はよくわかりました。例えば、給与格差がどうなのかなど。非正規と日々雇用の方が今、実は条件がいい自治体の同じような職場に異動されているということがあるというふうに私も聞いたんですけれども、そういうことがあるのかどうか、質問いたします。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをします。

条件がいいというところにかわるというようなことは、少しでも高いほうに行くというのは人としての本来のと言ったら語弊がありますがけれども、自然的な成り行きなのかなと思います。そういった中で、鹿島市がほかの自治体と格差があるかということは、県内それぞれの市町の状況というのは把握をしておりますし、それと比べても悪いということはないというふうに思っております。確かにそこで職員が確保できない状況ということはないといえますか、そこは確保していかないといけないと思いますし、そういう状況というのは的確に把握しながら対応をしていきたいというふうに思います。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

例えば、日々雇用の職員さんたちもいらっしゃいますよね。じゃ、こういう方たちに関しても他自治体との差はないというふうに考えていいですか。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えします。

先ほど申しましたのは、日々雇用を含めたところでの臨時職員の給与を比較した場合、そんなに他の市町と遜色ないといえますか、変わりがないというようなどころでお答えをしています。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

待遇の差がないということであれば、それはそれでいいことだと思いますけれども、例えば、日々雇用の方たちというのは、1日の労働時間、これが例えば、5時間勤務とか6時間

勤務とかいう方たちがいらっしゃって、いわゆる時給にしたら余りいただけないということもあるんじゃないかなという気がしますけれども、いわゆる労働時間の問題ですから、働いた分だけ時給をもらうというのは当然のことなんですけれども、そこら辺が少し不満としてあるのかなという気がしますけれども、そこら辺は何か感じていらっしゃいませんか。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをします。

日々雇用の職員については、時給、あるいは日額で決定をしていると。もちろん時給ですので、働いた時間で受け取るというのが、契約上そういうことであろうと思いますので、その分での不満、確かに高いほうがいいとは思いますが、そこら辺の不満というところではちょっと把握はできておりません。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

その部分はわかりました。どうしても時給が高いところに移りたいというのは人間の心理だと思います。すぐ近くの自治体で同じような職場があったら、そこに移りたいという人がひょっとしているかもしれない。相手が条件がいいという前提ですけどね。条件が同じだということであれば、そういうことは起こらないというふうに考えていいということだと思いますね。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをします。

確かに今、雇用環境といいますか、そこはほかのところに移るといいですか、売り手市場と言われておりますので、その中で、もちろんやりがいのある職場、あるいは魅力ある職場というところで考えております。そういったところで、非正規の職員を含めて、職員一丸となって働くと。市民のために一生懸命に働くような職場環境を醸成していくというところで、一概に賃金の高い低いばかりではないと思いますので、そこも含めたところで取り組みをしていきたいというふうに思います。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

わかりました。そういうふうにしっかり取り組みをお願いいたします。

今度、新工業団地について質問いたしますけれども、以前、私も一般質問で新工業団地について取り上げたことがありました。そのときの答弁は、レディーメイドなのかオーダーメイドなのかということで、いわゆるオーダーメイド型で工業団地を整備するという答弁だったと思いますけれども、やはりそれで本当に間に合うのかなという気は私はそのときもしましたけれども、今でもオーダーメイド型かレディーメイド型かということについてどういうふうに考えていらっしゃるか、質問します。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えします。

ことし6月の一般質問だったかと思います。そのときにはオーダーメイド型、レディーメイド型、それぞれのメリット、デメリットを答弁して、どちらでいくというふうな答弁はいたしておりません。ここにちょうど持ってきていますが、そのとき答弁いたしました内容としては、やはり迅速な対応ができるほうで行うというふうな考えでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

私もそのときの答弁を思い出しましたが、ある程度、工業団地の用地を確保しておいても、造成は市がするのか、業者側がするのかわかりませんが、ある程度のものが先ないと、やはり企業を誘致するにしても、なかなか誘致しにくいというか、来にくいといえますか、というのは、冒頭にイギリスのEUとの関係で関税の関係があって、いわゆるイギリスから撤退をしていくと。ほかの車関係の企業は撤退して、ヨーロッパの本土のほうに移るか日本に戻ってくるかという選択を今している段階じゃないかなと思いますけれども、そういう状況の中に、急ぐ話でして、イギリスがEUから離脱するのは喫緊の課題なんですよ。そうなって関税がもしかかってくる、高くなってくるということになれば、どうしてもそこから撤退をしていくという状況が今から見えてくると思います。そうなったときに、急いでこちらでも工業団地用地を確保しておかないと、それに十分対応ができなくなるという気がしますからこういう質問をしますけれども、例えば、レディーメイドでいくのかオーダーメイドでいくのかということは、はっきり決めておいたほうがいいんじゃないかと思いますが、それはいかがですか。

○議長（松尾勝利君）

土井産業部長。

○産業部長（土井正昭君）

お答えをいたします。

確かに工業団地、レディーメードでいくかオーダーメードでいくかという議論もですが、そもそも確かに福井議員おっしゃるように、今、そういった国際的な視点での鹿島市の工業団地のあり方も考えることも必要かと思えます。ただ、今現状として国内、これまでの経緯も考える必要があると思っております。それは谷田工場団地ですけれども、平成4年の造成工事が完了した後に、平成29年度で結果的には分譲完了ということになったということは、25年ぐらいはしっかりかかっております。このときに谷田工場団地を準備した経緯も、その当時の東亜工機さんが市外へ転出をされるかもしれないということを引きとめるというか、いていただくというようなこともあって、13ヘクタールのうちの9ヘクタール分は東亜工機さんのために用意をしたという経緯があって、残りの分をするのもなかなか非常に難しかったというような経緯もあります。そこら辺もしっかりと考えないといけないと思っております。

単純にレディーメードで、例えば、20ヘクタール、大規模な土地を用意して、そのまま塩漬けにするというのは、市としても望ましい形ではないと思っております。そういったことも含めて、来年度、適地調査をして、全体的な方針については慎重にといたしますか、迅速にこなさいという御意見もあるのも重々承知した上で、検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

その谷田工場団地が二十五、六年塩漬けになったというか、土地がそのまま生きなかったという事情は私もよく理解をしています。ですが、国際情勢が今、急激に変化をしているという状況があります。だから、その状況をどういうふうに酌み取って次につなげていくかということじゃないかなと思うんですね。だから、鹿島に来たいという企業がもしいらっしゃったら、今からアプローチしても、なかなか来られないというところもありますよね。ですから、ちゃんと鹿島としては工業団地を用意する考えがありますよということを早く表明していただいて、来ませんかということをやっていないといけないんじゃないかなと思ったから、こういう質問をしています。

ですから、鹿島になぜ工場が必要なのかということは、鹿島に移住をしたいという方たちの一番最初の希望というのが職場なんです。職場があるかどうかということと、もう一つは実は家なんですね。住むところがあるかどうか、この2つが大きな条件です。もう一つが、ある程度都市化をしているかどうかということもあります。ちゃんとスーパーがあつたり病

院があつたりという条件があると。それから、もう一つ大きいのが安全かと、災害に強いまちなのかといういろんな条件があります。その中の一つが実は工業団地がありますよということにもなってくるんじゃないかなと、私はそう思いますから、こういう質問をいたしました。

あと30秒しか時間がありませんから、これ以上は質問いたしませんけれども、ぜひそういうことも考えていただいて、次の工業団地造成に取り組みをお願いいたしまして、私の一般質問をこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で13番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後3時から再開します。

午後2時50分 休憩

午後3時 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、3番樋口作二議員。

ここで申し上げます。樋口作二議員の一般質問で議場モニター映像の使用を許可します。

○3番（樋口作二君）

皆さんこんにちは。3番議員、樋口作二でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

3月も中盤になり、別れの季節も本番、本日は市内7小学校で卒業式が行われました。私も先週の東部中学校、本日の七浦小学校と参加させていただきましたが、子供たちのその涙の姿に純真さを感じ、改めて心が磨かれた思いがいたしました。

さて、市議会も本3月定例会で今回の私たちの任期が終了します。私も初めての任期でありましたが、過去のさまざまな体験の中から、課題があると感じていることを、子供、命、未来という視点で一般質問を続けてまいりました。

今回は子供という視点で、今、注目されている児童虐待について、そして、未来という視点で、地方創生について一般質問をいたします。

初めに、児童虐待についてですが、このところ相次いで起きた2つの児童虐待死事案については、その子供たちの心を推しはかると、胸をかきむしられるような思いがしました。誰もが、この平和な日本でこんなことが起きてよいのか、少なくとも我が鹿島市ではこんな悲惨なことは起こしたくないと思われたのではないのでしょうか。

そこで、関係者ばかりでなく、市民全体で児童虐待を理解し、鹿島市の子供たちの誰もが心休まる場所で暮らし、伸びやかに成長できるようにという思いを込めて質問をいたします。

まず、鹿島市の児童虐待の実態はどうなのか。身体的虐待だけでなく、心理的虐待、性的

虐待はないのか、また、養育放棄や手抜きと思われるネグレクトの実態についてもお尋ねをいたします。そして、そのような子供たちを支援する組織や体制はどうなっているのか、教えてください。

また、来年度から開設される子育て総合相談センターでは、児童虐待についてどのようにかかわっていかうとされているのか、お尋ねをいたします。

最後に、児童虐待をなくすために、国際的な条約である子どもの権利条約に掲げられている子供の権利を学ぶ必要があると思いますが、そのような場をどうつくっておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、地方創生についてお尋ねします。

今、全国の自治体が知恵を絞って、みずからの地域の活性化に取り組んでいます。鹿島市でも、昨日話題になっていました高校生への地元企業の説明会の開催、あるいはふるさと納税の活性化、企業誘致など、さまざまな事業で成果を上げられていることに敬意を表します。しかし、全国の成功した自治体、話題に上る地方都市を調べてみますと、その地方独特の風土や自然の中から生まれてきた食べ物、いわゆる食が大きな存在感を持っていますし、食ほど人を引きつけるものはないと思います。

鹿島市は森、里、干潟、海、あらゆる自然があり、その中で豊かな自然の幸が生み出され、その食材を生かした新しい食品も海道しるべや道の駅「鹿島」などで開発されています。しかし、今後、交流人口をふやすには、食事のメインとなるような料理、特に、鹿島を代表する有明海産の原材料を生かしたたんぱく源となる料理の開発が必要になると思います。そこで、具体的には、貝類ではカキ、魚類ではクチゾコが中心になるのではないかと考えました。理由は、今のところ安定した原材料の提供ができるのではないかと考えるからです。

貝類では、皆さん御承知のとおり、タイラギは成貝、大人の貝の生息がほとんど確認されず、アゲマキの復活も一部海域に限られ、通称アカガイ、サルボウ、あるいはハウジャと呼ばれるヘナタリ類も限りなく数を減らしております。しかし、カキは毎年、カキ焼き店で提供されたり直売所で販売されたりしており、工夫次第では、より大量の生産が見込まれるからです。

魚類では、かつて大量に水揚げされていたグチはほとんど見かけなくなり、有明海固有種のハゼクチやワラスボも大きく数を減らしています。有明海産のみを扱っている道の駅「鹿島」の直売所でも、今の季節、通常販売されているのはクチゾコだけです。

そこでまず、カキについて質問しますが、有明海にすむカキの種類や水揚げ量はどのようになっているのか、有明海のカキはどのような特徴があるのか、また、カキを使った伝統的な料理、特徴的な料理などはないのか、さらに、カキをふやすために、カキ礁をふやしてカキ増産の取り組みができないのかということをお尋ねします。

同じように、クチゾコについても、クチゾコの種類や水揚げ量、クチゾコを使った料理に

についてはどんなものがあるのかをお尋ねします。

最後に、四季の産物に恵まれた日本では、農産物でも海産物でも必ず旬があります。旬とは、その食べ物が一番おいしいときですね。ですから、四季折々に旬の食材を利用した食品があれば、日本人のみならず、外国の人にも喜んでもらえるのではないかと思います。全ての農産物、海産物に対して、旬をもとにした食品や料理の開発はどう考えているのか、お尋ねをいたします。

以上で総括質問を終わりますが、詳細につきましては一問一答での討議をよろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

私のほうからは、大きな項目の児童虐待について、鹿島市の現状と支援体制についてお答えしたいと思います。

今回、鹿島市の児童虐待の実態ということでのお答えになるかと思いますが、現在、相談員等が児童虐待に対応した事案の現状をここ3年間ぐらいの推移に基づき、また、全国との実態を比較しながら申し上げたいと思います。

まず、全体的な児童虐待の対応件数なんですが、まず、全国の状況をお答えしますと、児童虐待の対応件数については全国的には増加傾向にあるところです。このことについては、児童虐待が大きく取り上げられる中で、皆さんの関心も高まってきており、いわゆる通告や相談などがふえてきたのではないかと推測しているところでございます。

一方、本市における児童虐待の対応件数については、平成27年度、28年度、29年度を比較しますと、減少をできております。このことについては、児童虐待の対応件数にあらわれる件数というのは、比較的継続的な案件が多いということでございます。新規で相談を受け、対応した後、見守りを行う場合、次の年度内に対応を打たなくてもよい場合もあります。その分、対応件数が減少していったのではないかと考えているところです。例えば、兄弟の多い家庭において児童虐待が行われていたものが改善し、状態が落ちついた場合、項目的には育児、しつけの段階というふうな対応へ変わりますので、その分、児童虐待の対応件数が減少するというようなことになるのではないかと考えております。

もちろん見守りを行っている状態であっても、要経過観察ですので、何かある場合は、過去の記録等を参考に関係機関と連携して対応できる準備はできているところでございます。

次に、虐待の種類別の対応ですが、全国的な傾向としては、平成27年度においては、家に閉じ込める、食事を与えない、重い病気になっても病院に連れていかないといったネグレクトと言われる虐待への対応が多かったのですが、平成28年度、29年度においては、言葉によるおどし、子供の目の前で家族に対して暴力を振るう、いわゆるドメスティック・バイオレ

ンスなど、心理的虐待への対応が多くなっています。

一方、本市においては、平成29年度以前の過去3年間においては、27年度においては心理的虐待への対応が多かったのですが、平成28年度、29年度においてはネグレクトと言われる虐待への対応が多くなっているということでございます。

なお、先ほど御質問があった心理的虐待（222ページで訂正）については、本市においては平成27年度から29年度、対応件数はございません。

この種類別の件数を分析してみますと、小さなまちになるに従って、1つの事案が発生することで全体に及ぼす影響が大きくなりますので、各年度で変動が大きくなるということは考えられます。ですから、全国の傾向とは必ずしも一致しないというふうに考えているところでございます。

続きまして、次の2番目の質問でありました児童虐待についての支援体制についてお答えをいたします。

児童虐待を発見した場合、多くの場合は児童相談所に通告することになりますが、必ずしも市を通して通告されるわけではありません。事案の緊急度により、例えば、学校や警察などから通告される場合があります。もちろんそのようなケースにおいても、市において今後の援助を行うため、児童相談所や警察などから連絡があり、情報共有をしているところです。児童相談所に通告される前に市に相談があった場合は、主に福祉課の相談員や職員が状況を把握し、通告をしているところです。

次に、本市の支援体制について申し上げます。

児童福祉法第25条の2の規定に基づき、本市についても児童虐待の予防、早期発見、自立の支援等を行うため、要保護児童対策地域協議会を設置しているところです。

この協議会の業務内容ですが、要保護者等の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護者等に対する支援の内容に関する協議を行うこととございます。

協議会の組織は、協議会には代表者会議、それと、実務者会議及び個別ケース検討会議を設置しております。

代表者会議につきましては、関係機関の代表者及び関係者が出席される会議で、年間1回程度開催しております。実務者会議で検討した事例や提言等について審議、検討を行うほか、関係団体からの提言や要望等を検討しているところです。

次に、実務者会議ですが、それぞれの課題に実際に活動する実務者が参集し、実名、または匿名によるケースの検討を行います。この会議では、主に新規事例と見守りケースの経過確認を主な目的とし、おおむね2カ月に1回定期的に開催しております。代表者会議及び部会ごとに調整機関を置き、調整機関は実務者会議及び個別ケース検討会議の調整を行います。この調整機関は主に福祉課のほうが行っているところです。実務者会議ごとに基本的な出席者は定めておりますけれども、ケースによって必要であれば、臨時的に出席を依頼している

場合もございます。

次に、個別ケース検討会議ですが、これは個別の詳細な検討が必要な困難事例等のケースについて、その都度、必要に応じて直接の関係者が参集し、開催しているところでございます。

協議会の構成員ですけれども、最も実務の中心となる実務者会議のメンバーを御紹介しますと、まず市ですね、市役所の関係課、それから、教育委員会、児童相談所、鹿島警察署生活安全課などがその構成員となっているところです。

それから最後に、個別ケース検討会議のメンバーにつきましては、主に家庭児童相談員を中心に、そのとき必要なメンバーが参集しているというようなことになっております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

保険健康課からは、大きな見出しの1番の(3)子育て総合相談センターと児童虐待へのかかわりについてお答えしたいと思います。

こちらの事業は平成31年度からの新規事業でありますので、まず、鹿島市子育て総合相談センターの概要から御説明したいと思います。

子育て総合相談センターは、妊産婦や乳幼児の保護者など、誰もが相談できる子育て等の相談窓口として、本年4月からエイブル1階にあります保健センターに開設をいたします。

内容は、保健センターで実施をしております母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査などの機会を利用いたしまして、チェックシートを使った面談を行うことで、早い段階から妊産婦等が抱える悩みや問題を把握し、必要に応じた支援を福祉部門とか教育部門と連携して、情報システム等を活用しながら、多面的、継続的な支援を実施していくものであります。

開設時間といたしましては、8時半から17時15分ということで、保健センターと同じ時間帯となります。

相談体制でございますが、保健師1名、それからあと助産師1名が専任でございまして、予防係8名と協力して相談を受け付ける体制であります。

また、この事業の狙いといたしましては、母子健康手帳交付や乳幼児健康診査は市が広く妊産婦等と接触する機会となっておりますので、きめ細やかな相談を行うことにより、産後鬱だとか育児不安などの悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し支援につなげていくことで、児童虐待の予防、それから、早期発見につながるものと考えております。

それから、御質問の児童虐待とのかかわりですけれども、センターでは、お母さんたちが一人で問題を抱え込まないように、相談する機会と場所を確保してあげることが児童虐待を未然に防ぐことにつながるものと考えております。場合によっては訪問等を行いながら、子

育て中の保護者の皆さんに寄り添いながら、さまざまな機関との連携を通じて対応していきたいというふうに考えております。

また、相談を受ける中で、児童虐待が疑われる場合、あるいはそのおそれがある場合はすぐに福祉の部署へ報告をいたしまして、母子相談員とかDV相談員、それからあと、家庭児童相談員などと連携を行うほか、要保護者等対策地域協議会のDV部会、それから、児童部会などへ報告、協議を行うこととしております。

なお、その部会には児童相談所や警察も出席をいただいております。

また、児童虐待と判断されるケースで緊急を要する場合には、福祉の部署を通じて児童相談所に直接報告する場合もあろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

江口人権・同和対策課長。

○人権・同和対策課長（江口清一君）

人権・同和対策課のほうからは、子どもの権利条約と市民への周知、学習の場についてお答えいたします。

まず、子どもの権利条約につきましては、子どもの権利に関する条約、または子どもの権利条約と言われております。子供の基本的人権を国際的に保護するためにつくられた条約でありまして、国際的な合意と考えております。

まず、基本的人権とは、人が生まれながらに持っている人間らしく生きる権利であって、人として幸せに生きる権利、安心して自信を持って自由に生きる権利とされております。

子どもの権利条約は、1989年、第44回国連総会において採択され、1990年発効しております。日本は1994年4月に批准し、同年5月に発効いたしております。批准するということは、条約で定められたことに同意し、これを守るということを確認したものであるということです。

子どもの権利条約は、まず、18歳未満の者を子供、児童と定め、権利を持つ主体とすること。次に、児童、子供に大人と同様に一人の人間としての権利を認めること。次に、成長の過程で特別な保護や配慮が必要という子供特有の権利も定めております。

子どもの権利条約は、前文と本文54条からできています。子供の生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現、確保するために必要となる具体的な事項を定めているものでございます。

子どもの権利条約の中で、子供の権利は大きく4つの柱に分けられております。

まず、生きる権利、全ての子供の命が守られること。次に、育つ権利、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること。3番目に、守られる権利、暴力や搾取、有害な労働から守られること。4番目に、

参加する権利、自由に意見をあらわしたり、団体をつくったりすることを4本の柱としております。

次に、子どもの権利条約の市民への周知についてお答えいたします。

人権・同和対策課では、人権啓発活動の一環として、人権全般にわたる人権啓発記事を定期的、または随時「広報かしま」に掲載しています。その中で、子供の人権という主題で取り上げている記事はございますが、近年では子どもの権利条約に主体を絞って記事を掲載したことはございません。

これまでの事例で申し上げますと、毎月、「広報かしま」に「ひろげよう人権の輪」と題して人権啓発記事を掲載しています。主に社会教育指導員3人が交代で執筆をしている記事がございます。市民の皆さんへ人権に対する意識を高めて、お互いに相手を思いやり、明るく住みやすい社会をつくりましょうという思いを込めて記事を掲載しているものでございます。

その「広報かしま」平成29年6月1日号の「ひろげよう人権の輪」で、「子どもたちの人権を守ろう～「つながり」と「信頼」～」という主題で記事を掲載いたしました。その中で子どもの権利条約を取り上げ、先ほどの4つの権利について述べております。

また、子供の人権啓発の取り組みとして、市民の皆様を対象に、年間7回の人権学習会を開催しています。

人権学習会の主題としては、高齢者の人権、障害を持った方の人権、女性の人権、子供の人権、同和問題、インターネットと人権などを主体として開催しています。参加者の皆さんには身近な人権問題、身の回りにある人権問題に気づいてもらうことで、お互いに相手を思いやり、人権が尊重される社会づくりを目指しているところでございます。その中で、高齢者や子供の虐待を防止するという対象としている学習会も開催をいたしております。

子供の人権に関しましては、日本では昭和26年5月5日、児童福祉に対する国民の意識を啓発するために児童憲章が定められました。児童憲章前文を御紹介しますと、「われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられる。」というものでございます。

この児童憲章につきましては、毎月、市内の各地区で開催されている民生委員・児童委員協議会の会議の冒頭に児童憲章前文を出席者の皆さんで御唱和され、繰り返し確認をしております。民生委員・児童委員の皆様が隣人愛を持って社会福祉の増進に努めておられることに敬意を表しますとともに、児童の人権を尊重し、日々活動されていることに感謝申し上げますところでございます。

また、人権学習会や講演会においても、区長さん方、民生委員・児童委員の皆さん、PTAの役員の皆さんを初め、多くの市民の方が毎回多数出席いただき、人権啓発活動に御協力を

鹿島沖に残っているカキ礁の面積について佐賀大学に問い合わせたところ、平成22年度に国の水産総合研究センターが委託した調査報告書によれば、鹿島沖84ヘクタールとされていますが、別の研究報告では、鹿島沖にかなりのカキ礁が残っていることから300ヘクタールと見積もることができ、これは航空写真を用いた研究者の判別方法による差とは考えられますが、鹿島沖のカキ礁は、曖昧になりますが、80から300ヘクタールは残っているのではないかとのことでした。

有明海でカキ養殖をしようとする場合、養殖業を営む権利、いわゆる区画漁業権が必要となりますが、鹿島市地先の有明海において漁協が県から許可を受けているカキの区画漁業権は8区画160ヘクタールあり、それぞれの区画を複数人で営まれておまして、漁協の賦課金の一つである行使料を徴収される組合員が35人おられるとのことでした。

現在のカキの区画漁業権の範囲や関係資料を見ると、カキ礁は浜川河口のほか、音成漁港地先、飯田漁港地先に点在し、少なくとも平成5年以降は現在の面積規模をほぼ維持していると見られますが、実情として、管理がされていないカキ礁などは少なからずナルトビエイの食害を受けていると考えられます。

まずは今あるカキ礁については適切な管理のもと、引き続きカキ養殖を取り組んでいただきたいところがございます。

現在、カキ礁に関する市内の取り組みについては、水産多面的機能発揮対策事業により、漁業者の方々が中心となった鹿島地区環境生態系保存対策活動組織で有明海海域における干潟の保全活動に取り組まれており、その中の一つに、カキ定着のためカキ礁の造成、これは100平米ですね、10メートル四方になりますが、これを造成されているほか、親貝の放流にも取り組まれているということで聞いております。

次に、クチゾコについてでございます。クチゾコの種類と水揚げ量ということでございます。

方言でクチゾコ、クツゾコと呼ばれる魚は、ウシノシタ科に属するアカシタビラメのことであり、一般にはシタビラメと呼ばれる全国的な魚として、固定式刺し網漁等により年間を通じてとられている体長25センチほどの夏が旬の魚でございます。

クチゾコの種類については、シタビラメ類としましては、アカシタビラメ、クロウシノシタを中心に五、六種類を食用としていると言われております。

次に、水揚げ量でございますが、漁協鹿島市支所での取り扱い品目ではないため、詳細は不明でございますが、漁協の情報では、市内ではほとんど水揚げされていないのではないかと、水揚げされても近隣の市場に持っていかれているのではないかと、数字を示していただきましたが、平成28年度は200キロに満たない程度だというふうに聞いております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

江島産業支援課長。

○産業支援課長（江島裕臣君）

最後に、私のほうからは、御質問のありましたカキ料理の種類と旬を切り口にした食品、料理の開発についてお答えいたします。

まず、カキ料理の種類でございますけれども、先ほどもございましたように、有明海には主にマガキ、スミノエガキ、シカメガキの3種が生息しておりまして、鹿島市内で水揚げされるカキの多くはシカメガキでございます。漁協の取り扱い品目ではございませんので、現在、その多くは直売所にて販売されております。

カキの流通でございますけれども、一般的には11月上旬から3月上旬で、最も旬とされる時期は12月から2月と言われております。

カキの料理には、大きく生で食べる生食、焼く、蒸す、煮る、揚げるの5つの方法により調理されておりまして、一般的には焼きガキでありますとかカキフライなどで食されることが多々ございますが、料理のレシピ、種類といたしましては、鍋、グラタン、パスタなど、約9,000種類を超える調理法が公開されておるところでございます。

次に、旬を切り口にしました食材を使用した食品開発の状況でございますけれども、市内において旬の食材を使用した食品開発は多岐にわたり行われておりまして、その販売先につきましても、小売、量販、直売所と多岐にわたっております。

加工食品開発における基本的な考え方といたしましては、旬の季節限定の販売ではなく、なるべく通年で販売し、旬の時期以外でも旬のものが味わえるよう、なるべく賞味期限を長くとするような工夫がなされております。

ここ数年で開発されました主なものといたしましては、道の駅「鹿島」のプライベートブランドとして発売されておりますカキやアカガイのオイル漬けでありますとか、ノリの佃煮、また、漁協にて開発されましたバラ干しノリ、ほかにも市内事業者によって開発されましたムツゴロウやワラスボの丸干しでありますとか、乾燥ムツゴロウのパウダーを使用したかまぼこなどがございます。

また、こうした前海物以外にも、鹿島の特産品でありますミカンを使用したジャムでありますとか、市内で生産されるレモンを使用したシロップなど、さまざまな加工品が製造販売されております。

さらに、このような食品以外にも、市内菓子店ではミカンやイチゴ、ショウガ、エゴマなどを使用したお菓子類でありますとか、また、門前商店街では市内で生産されたユズを使用したユズゴショウが製造販売されておりまして、門前のお土産品として定着しておるところでございます。

次に、旬の食材を使用した料理の開発状況についてでございますけれども、市としましては、現在、市内で生産されます旬の食材も含め、地産地消を推進するため、さまざまな関係

機関と連携し、市内の食材を使用した料理の開発支援でありますとか、食材に関する情報提供を行っておるところでございます。

一例を申し上げますと、学校給食における地場産物の使用拡大を目的に、給食センター、農林水産課、ラムサール条約推進室、それと、私ども産業支援課の4者で給食連携会議というものを立ち上げておりまして、年に数回、情報交換等を行っております。

こうした取り組みの一環といたしまして、年に数回、地場産物を使用した料理を提供する「鹿島うまかばい給食」や「まえうみもん給食」などが開催されておりまして、季節に応じて、農林水産課からは、トマトやミカン、イチゴでありますとか、ラムサール条約協議会からは、バラ干しノリでありますとか、ラムサール堆肥を使用したタマネギなどの提供がされております。また、産業支援課からは、海道しるべ活用促進協議会で搾汁しましたはるかミカンの果汁などを提供いたしまして、給食のメニューとして開発されているところがございます。

また、ラムサール条約推進協議会では、平成29年に開催されましたシンポジウムにおいて講師を務めていただきました料理研究家のマロンさんに鹿島の産物を使用した料理の開発をお願いいたしまして、その際、カキのオイル漬けやパスタ、バターナッツのサラダなどが開発されまして、そのレシピにつきましては、市内の飲食店に提供した経緯などもございます。

私ども産業支援課では、こうした市内産物の販路拡大とPRを目的といたしまして、福岡市や東京都内の飲食店と連携しまして、市内産物を使用した料理の提供や特産品販売なども行っております。ここでも、これまでになかったような料理も開発されて、好評を得ておるという状況でございます。

さらに、所管しております海道しるべにおきましても、旬の果物を使用したスイーツづくり教室なども年に数回開催しておりまして、これまで申し上げてきましたように、さまざまな組織がそれぞれの立場で市内産物への理解を深める活動を展開するとともに、新たな料理の開発でありますとか、地産地消の推進、さらには、これらを活用した地域活性化に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

それではまず、福祉課の児童虐待のほうから質問を続けてまいりたいと思います。

まず、先ほど報告いただいた中で、多分言い間違われたんじゃないかと思いますが、心理的虐待はゼロというふうにおっしゃいましたけど、これは性的虐待がゼロということですよ。資料をいただいております、性的虐待がゼロということが上がっております。

先ほど報告されたように、子供の前で暴力を振るったり、子供自身に暴力を振るうんじゃ

なくて、そのほかの人に暴力を振るったら子供たちが心理的に抑圧されるという意味での心理的虐待、そういうことが結構ふえているんだというふうなこともおっしゃっていただきました。

それで、なかなかこれは個々について聞くというのは非常に難しいと思いますので、今おっしゃったような中で、実態を伺いまして、そう深刻ではないということを感じましたので安心していただいているところでございますけれども、その中でも、やっぱりちょっと重大かなというふうなことで、ケース会議というのも毎回開くんじゃなくて、簡単なケース、ネグレクト、例えば、朝食等を余りつくらないとか、そういった朝食抜きで登校する子供たちがいるといった場合もネグレクトなんかにかウントするといいますか、そういうこともあるみたいですので、そういうことではなくて、これはケース会議を開いたほうがいいよといって開かれた、例えば、ケース会議を開催した事案というのは、年度ごとでなくていいですので、何件ぐらいあるんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えいたします。

樋口議員おっしゃるのは個別ケース検討会議のことかと思えます。

この個別ケース検討会議につきましてはなかなか捉え方が難しい、件数については申し上げることはなかなか難しいんですけれども、といいますのも、例えば、福祉課で申し上げますと、家庭児童相談員の隣に母子自立支援相談員がおります。そういった隣の隣同士で相談するとか、そういった細かな場合も恐らく含まれると思えますので、全体的な件数についてはなかなか申しにくいところはあるんですが、これは一例として申し上げますと、平成29年度の家庭児童相談員の活動状況、これは日誌を書いていますので、その件数を少し御紹介したいと思います。

この場合、児童虐待だけではなく相談、調査なども含まれますので、少し数が多いような印象を受けられると思えますけれども、いわゆる訪問とか来所相談、面談、それから、電話相談対応、情報交換全て含めまして、年間約700件ほど活動をされています。

うちの家庭児童相談員は2人おまして、週3日の勤務です。その日数で単純に割りますと、1日当たり2件程度は対応しているということになると思えます。ただ、これは全てが児童虐待ということではなくて、しつけの問題や家庭の問題とか、そういったものを含めてそういった数に対応しているということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

ありがとうございました。なかなか個別のケースは一々カウントするのは確かに難しいかなと思いました。

それでは、いつもそういったケース会議で話された事案を児童相談所に通告するというふうなことはないと思いますけど、要するに挙げられた事案の中で、児童相談所がかかわったといいますか、そういったケースがどれぐらいあったのか、昨年度だけでも結構ですので、教えてください。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

先ほど個別ケース検討会議の件数ということで、活動内容ということでお答えしましたが、かわりといえば、例えば、電話連絡とかそういうものは結構ございます。具体的な数字を申し上げますと、先ほど私のほうから年に6回開くということで申し上げた実務者会議というものがございすけれども、その中には児童相談所の職員がメンバーとして入っております。この件数で申し上げますと、年6回の会議の中で、30件ほどは児童相談所と相談をしているというようなことになっております。

なお、これは前年度以前からの継続案件なども含みますので、直ちにそれが年度内に発生した事件の件数ということではございません。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

伺いますと、重篤な事案があって、児童相談所にすぐ通告をして、受け入れてくださいといったケースはないというふうに受けとめましたけれども、児童相談所に保護されるといったケースはなかったということで捉えてよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

先ほど私が申し上げた30件というのは、平成29年度の実務者会議の中で出た案件数です。それで、今回の質問の保護した件数あたりですけれども、まず、いわゆる児童虐待の通告というのは、実は複数から児童相談所に通告される場合が非常に多いと。同時にというか、学校と警察と市からというふうに、そんなことで、必ずしも市が独自に通告したという件数はなかなか多くはございません。平成29年度でいいますと、2件ほどは市が先に通告したとい

うか、これは順番の問題かもしれませんが、相談員のほうに確認したところ、2件ほどは市のほうが先に通告した件数があるということでした。

また、保護の件数ですけれども、29年度で申し上げますと、身体的虐待で2件ほど保護があつているということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

ありがとうございました。なかなかこういう事案が入りますと、担当者の方、関係者の方は非常に苦勞されるということで、大変だったろうなというふうに思います。

それで、それを支えていく、あるいは支援する組織ということですが、新しく始まる子育て総合相談センターとのかかわりの中から、要するに今まで組織としては福祉課が所管する組織だったわけですよ。これで、今度新たにつくられるのが保険健康課になるということで、行政というのは縦割りというのがあつたりして、なかなかつながりができにくいところがあるんですけども、先ほど御説明を保険健康課長のほうから伺いましたけれども、もう一回ゆっくりと、子育て総合相談センターと福祉課との、いわゆる児童虐待のかかわりはこういうふうにしていこうというふうに考えているといったあたりを御説明願えないでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えいたします。

子育て総合相談センターと福祉の部署とのかかわり合いというか、役割分担でございますけれども、子育て総合相談センターにつきましては、狙いのところで先ほど申し上げたんですが、一番最初に保護者の方と行政が出会う場でありまして、それは母子健康手帳の交付で保健センターのほうに来られたりとか、あと、乳幼児健康診査のほうに来られたりとかする機会を利用して、いち早く――健診が終わってから個別の相談に入りますので、そういったところでいろんなチェックシートを活用して、ちょっと悩みがあるとか、一人で抱え込んでいたりとか、お母さんの年齢が若いとか、子育て経験がないとか、そういう方々を見つけて、なるべく児童虐待につながらないように子育て総合相談センターのほうはやっていくということでございます。

ただ、先ほども申し上げたんですけれども、相談を受ける中で、やはりこれは児童虐待の疑いがあるだとか、お母さんがネグレクトとか、そういった可能性がある場合には、当然、福祉の部署と連携をいたします。

その中で、役割分担として、ある程度心のケアもお互い連携してやるんですけども、子供の健康だとか成長に少し問題がある場合については、保健師が重点的にかかわっていく。心のケアだとかそういったものについては、家庭児童相談員だとか、そういったものと連携をしていくということでございます。

これまでも連携を行って対応しております。ただ、今後はさらに支援プランなんかを一人一人につくって継続的にかかわっていくということが今までと今後の違いということで捉えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

子育て総合相談センターでの取り組みというのはよく理解できました。

それで、もし何かそういった事案があれば、ちょっと支援が必要だなと思われるような子供たちには福祉課にも当然連絡が行くんですけど、その連絡体制というのは、個々の事案について個別にされるのか、それとも、現在は多分、実務者会議の中に保健センターから参加されているんじゃないかなと思いますけど、そういう定期的な連携組織というのがきちんと組み込まれるのかなと思って質問しているところでした。

○議長（松尾勝利君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えいたします。

相談体制ですけども、相談の対応の連携なんですけれども、個別に対応しております。一件一件当たりそういう方がいらっしゃれば、保健師が福祉のほうに出向いて行って、一緒に相談を受けるだとか、事案を検討するというようなことで対応しております。ただ、定期的にそういった部会といいますか、情報交換の場もありますので、そこでもやっているということで捉えていただければと思います。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

鹿島市の人口規模が3万人を切ったといいますか、そういった中で、家庭児童相談員も2名配置していただいております。佐賀市なんかでもようやく3人になったのかなというふうなことで、なかなか情報が入らないというか、手が回らないというか、そういう中で、鹿島市というのは、やっぱり大きければいいというんじゃないくて、小さければ小さいだけに目がよく行き届くといいますかですね、そういうこともあるのかなと思ひまして、今伺っていま

したけど、連携もきちんとされている。やっぱり母子手帳をもらいに来られるとき、物すごく若い方、ひょっとすると二十歳未満、ひょっとしたら18歳未満というふうなことも過去に事例あったんじゃないかなというふうに思いますけど、そういった方たちには必ず支援が必要なので、その辺からの連携というのが非常に必要になってきますので、一緒に保健センターと福祉課との連携というのは非常にこれから先も重要になっていくのかなと思いますので、連携を濃くされて、そういった子供たちの支援に当たっていただければと思います。

子供の権利ということですが、私も思い出しました。児童憲章を一緒に暗唱しておりました。長い間していましたが、そういうことで、やっぱり民生委員さんは児童委員を兼ねているんですね。たくさんの民生委員さんがおられますので、ここの場合は、やっぱり利用してと言ったらおかしいですけども、いろんな連絡の場といますか、そういうことにして、こんなことをやっていますよ、こういう子供たちに危惧とかないですかというあたりも、ぜひ連携をとっていければなというふうに思ったところでした。

また、先ほど権利については詳しく御説明していただきましたけれども、本当は議論したかったんですけど、やっぱり子供というのをどういうふうに見たらいいかということです。日本の子供ですよ、例えば、国際連合子どもの権利委員会から日本政府への総括所見というのがあったという記事を見つけまして、ちょっと拾い出してきましたけど、日本の子供は体験的人権教育が不足している、そういう場に育っている。それから、子供の意見の尊重が限定的であるということですね。あるいは体罰が広範にわたって行われている、そういったことを、また、おもしろいのは、過度に競争主義的な教育制度のもとで肉体的、精神的な影響を受けている。これは決して鹿島市のせいではないと思いますけど、そういうふうな実態も、子どもの権利委員会から国際的にはそういったふうな指摘も過去されている。過去といってもそう過去ではないので、現在もそのように思われているのかなと思いますけれども、やっぱり子供が持っている権利というのをどういうふう子供は受けとめていけばいいのかというふうなあたりの学習もしっかりやって、児童虐待が絶対起きないような、子供が伸び伸びと育てるような鹿島市であればいいなと思いますので、関係者の方は特に御尽力よろしくお願いいたします。

それでは次に、カキについて、あるいは要するに食についてお尋ねしますが、まず、先ほど御説明にありましたカキについてですけども、ちょっと映像を用意しましたので、見ていただきたいと思います。

〔映像モニターにより質問〕

映像は御承知かと思いますが、有明海の干潟の中にこういう場所が幾つかありまして、私たちは通称カキ床と言っていますが、正式にはカキ礁というんでしょうかね、そういうのが有明海の中にずっと広がっております。

それで、干潟の中にあるというのが特徴かなと思いますけど、ここと同じカキ礁ではござ

いませんけれども、これに近づいてみますと、一面カキだらけですよ。この中を見てもあるんですけども、いわゆるシカメガキというのをさっきおっしゃいましたけど、非常に何か方言的だなと思いましたが、シカメガキというのはちゃんとした標準和名で、決して方言ではないというふうなことですけど、干潟のカキというのはシカメガキと主に言われております。これは多分、浜川の河口先のカキ礁ですけれども、ずっとこういうのが広がっております。

こういうふうなカキもあれば、ちょっと大浦方面とかへ下りますと、こういうふうな岩、大きな石ですよ。これにも全部ついてます。びっしりとついてますけど、これも一つ一つにびっしりとカキがついていて、一個一個に、年によって若干違ったりしますが、身が入っていなかったり入ってたりしますが、このくらい大きくなっているのはきちんとした身が入っていて、要するに自然の中で幾らでも育つというふうなところのカキを、これを何か利用しない手はないというふうなことを常々思っております。

次に、先ほど有明海のカキはどんなカキかというふうなことのお答えの中で、干満の差とかをして非常に味がよいというふうなことをおっしゃいましたけれども、実は今、世界的にも有明海産のカキが注目されているというあたりの情報は何かお持ちでしょうか。お答えできますか。私が言いましょうか。（発言する者あり）いや、よかったらお答えください。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

樋口議員の知見をお伺いしようと思っていたところでしたけれども、私が情報をつかんでいるところでは、1970年代にフランスのカキ養殖産業が病原性の微生物により壊滅的な打撃を受けたことが知られておりますが、このときに日本から送られたマガキが窮地を救ったということで聞いております。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

結局、有明海産のカキというのはやっぱり強いそうです。強くて味がいいということですね。

先ほどおっしゃったマガキも、例えば、アメリカなんかでは先にマガキのほう輸出をされたんですけども、やっぱりシカメガキというのは小ぶりなんですよ。底が深くて小ぶり。こういうふうな一口で食べることができるカキというのが非常にもてはやされたりして、実はクマモト・オイスターという名前で物すごくヒットをされて、クマモト・オイスターというのはこちらから持っていったカキで、向こうで生産されたので、原種は日本だけれども、有明海だけれども、アメリカのカキになっています。これが、いわゆるオイスターバー、カ

キのバーとかがあるんですけど、非常に重宝がられるカキということで、ふるさとをたどれば、実は有明海産なんです。先ほどおっしゃったように、有明海と八代海にほとんど生息しているのがシカメガキということです。

今では、これを利用して太良町では、多分マガキかなと思いますけど、養殖にも成功されて、たくさん輸出のほうもされているような状況もあります。七浦のほうでも養殖をされたりしております、非常に味がよかったですけど、だから、いわゆる干潟のカキですので、垂下式といいますか、今はこういうふうにつないで、水中にあるような養殖の仕方では本当の味は出ないというふうなことで、干潟のカキです。

[映像モニターにより質問]

こっちの画面に出ていますけど、こんな感じで、干潟の中にこういうふうにして、ぼつぼつというふうにあるカキですね、これが非常に味がよいというふうに思います。

そういうふうなカキをぜひふやしたいというふうに、鹿島市民とは限らず、どなたにでも味わってもらいたいと思うんですけども、次はカキ礁についてですけど、ちょっと戻りましょうかね。

こういうカキ礁をつくることのできないのかなというふうに思うんですよね。つまり先ほどおっしゃったように、漁業権とかなんかがかかわってくるというのは多分そうだろうなというふうに思いますけど、要するにもうけるもうけないじゃなくて、一つは、カキ礁がやっぱり有明海の海水をよくする最後の切り札ではないか。例えば、アゲマキにしても何にしても、潜るんですよ。下に潜りますですよ。こういう状態のカキは、なかなか今あの中では生存が難しいような有明海の状況ですよ。だけど、これは物すごい勢いで海水をろ過してきれいにするというふうなこともできますので、これだけたくさんのカキがあったならば、幾らでもきれいにするんじゃないかなというふうに思いますし、そういった環境をよくするという意味でもカキ礁をつくりたい。そして、例えば、子供たちの環境学習なんかで、これは1年や2年でできるものじゃないんですよね。ひょっとしたら10年、あるいはもっと以上かかるかわかりませんが、子供たちの取り組みでカキ礁をつくろう、山から竹を切ってきて組み立てて、最初にジメキと言いますフジツボがついて、またそれにカキがついてと、長い時間かかるかなというふうに思うんですけども、多分、何年後ぐらいにはできるんじゃないかということで今いろいろされているんじゃないかなと思うんですけど、そういうふうな子供たちの取り組みで、子供たちが有明海に目を向けるような、そういった場合にもカキ礁をつくるというふうな取り組みができないのか、その辺はどうお考えでしょうか、教えてください。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

カキ礁をふやすということでございます。先ほどから申し上げておりますとおり、漁業権の関係がございませけれども、実は先ほど御指摘いただいているように、カキ類は海水をこす能力があるということで、非常に有明海の環境改善に有効だということもあまして、佐賀県では新年度からカキ礁の環境改善効果の調査研究をされるということでございます。通常ですと、カキの幼い生物、幼生がカキについて徐々にふえていくということなんですけれども、こういったことを自然ではなく人工的にするというのも一つの方策かな、それに子供たちが何らかの形でかかわっていければいいかなというふうには考えます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

先ほど水産多面的機能発揮対策事業というふうなことで、実際実施をされているということが鹿島市にあるということを伺いました。これには当然漁業者の方もあるんですけども、例えば、子供たちでもいいし、市民団体でもそういうことをやろうというときに、その中に漁業者の方がおられればいいのかとか、漁協さんに尋ねないとわからないのかなと思ったりするんですけど、要するに何か手だてを講じて、そういったことがこういうふうにしてしたらカキ礁もできるんじゃないかというふうなあたりもぜひ一緒に考えていければなと思います。どうぞよろしくをお願いします。時間が迫ってまいりました。

それでは、先のスライドに行きたいと思います。

[映像モニターにより質問]

これは皆さんに味わってほしいんですよ。こういう中がいっぱい詰まったカキが結構いっぱいあるんですよ、皆さん知らないだけで、あるところに行けば。でも、たくさんの方にはなかなか手に入らなかった。だから、カキ礁とかをふやして、ぜひ鍋いっぱいのカキを家族で囲みながら一杯やれば、すばらしい鹿島市ができ上がるんじゃないかなと思います。そういう意味も込めて、ぜひカキ礁のほうは充実させていきたいというふうに思います。

じゃ、一応カキ礁のことについてはこれで終わりたいと思いますが、もう一つ、この映像をごらんください。

これは余り映像がなかったのですが、何をしているのかなと。実は七浦小の子供たちがロング巻きずしをつくるんですけど、ロング巻きずしだけではなくて、ある郷土料理をつくります。一生懸命子供たちがやっているのは、大根をすりおろしているところです。同じ大根でも、これは「おろしばた」と言いまして、いわゆる大根おろしのおろしとは違って、もっと大きいんですよ。それをおろします。このおろしばた汁には——おろしばたというのはこれだから、おろしばた汁と言いますが、必ず生ガキを入れんぎいかんとです。これが七浦の郷土料理です。御存じなかった人が多いなというふうな顔が見られますけれども、七浦も鹿島市ですので、ぜひ郷土料理、おろしばた汁を味わっていただきたいなと思うし、こういうふ

うな郷土料理もまだ残っておりますので、ぜひ何か、先ほど言いましたけど、やっぱりメインとなるような、これがあつたら来るよというふうな食材を開発していただきたいという意味で、クチゾコも挙げたんですけど、時間が少なくなってきましたので。

クチゾコの話に移りますけれども、道の駅に販売してありました。私の隣にも魚屋さんがおられますので大分尋ねましたけれども、いわゆる今出ているクチゾコの種類はアカシタビラメという種類。ちょっと色が黒かったりなんかするので、これも違うとですかと。今は小さくても大きくても、ほとんどこれしか市場に出ないというふうに言っておられました。

以前は、大浦ではクチゾコのことをデンベエと言いんさっですもんね。デンベエ、デンベエと言いんさっけん何のことかなと思つたら、デンベエシタビラメというちゃんとした標準和名を持ったクチゾコですよ。そういうのもすんで、これも大量にとれたけど、近ごろは余り少なくなつた。何とかアカシタビラメがいるというふうな感じでありまして、非常に資源が減っているなというふうなことを思うんですけども、やっぱりクチゾコはシタビラメと言うぐらいだから、御存じのとおり、フランス料理のシタビラメというのは非常に有名ですよ。そういうふうには世界の人たちが好まれる、世界の人たちの舌を満足させることのできる味、これがクチゾコ、いわゆるシタビラメ類じゃないかと思うんですよ。

そういう意味で、人を呼ぶためにも、このクチゾコ料理というのをもっとふやしたい。ふやすためには、やはり海況をよくしたい。海況をよくするためには、やっぱりカキ礁なんかをつくって何か動き出さなければいけないぞというふうな思いがありますので、ぜひ先ほどのカキ礁も何かふやすような取り組みが鹿島市でもできないかなというふうに思うところがございます。

それから、先ほど産業支援課のほうではたくさんの御紹介をしていただきました。加工食品というのはよくわかりますけれども、私が旬をもとにしたと思う、夢みたいなものですけれども、四季折々に有明海だけじゃなくて、海の幸だけじゃなくて、山の幸も含めて、例えば、春に来たら鹿島ではこんな料理があるよとか、夏にはこんな料理だよと、秋にはこうだよ、冬にはおいしいカキを中心に使ったものがあるよとか、そういうふうな豊かな食を売り出すようなことをして、もっともっと交流人口がふやせればなというふうに思っている思いを込めて、旬をもとにした料理というふうなことを質問した次第でございました。

鹿島市を特徴づけるのは、やっぱり有明海の干潟であるだろうし、そこから産出される、産み出される滋養に富んだ、極めておいしい——おいしかとですよ。よかあんびゃあなんですよ。塩が薄いんですよ。だから、そういうふうなものを使った海産物を利用して、ぜひいろんなところから人を呼んで、鹿島市がもっともつとにぎやかになればいいなと思って、きょうの一般質問をいたしました。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で3番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は18日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時20分 散会